新設分担金の改定について

消費税法改正により、令和元年10月1日から税率が10.0%に引き上げられました。 新設分担金は、工事申込みの際徴収する(高知市給水条例第30条第5項)こととなっておりますので、令和元年9月30日までに新設分担金を納入し、工事申込みが行われたものについては旧税率が適用され、令和元年10月1日以降は新税率となります。 なお、手数料(設計審査手数料、竣工検査手数料等)は変更ありません。

改正後の新設分担金(税抜き金額)

地区	メーター口径	新設分担金(税抜き)	税込み(10%)
鏡・土佐山地区	13 ミリメートル	54,000 円	59,400 円
を除く給水区域	20 ミリメートル	141,000 円	155,100 円
	25 ミリメートル	306,000 円	336,600 円
	30 ミリメートル	468,000 円	514,800 円
	40 ミリメートル	954,000 円	1,049,400 円
	50 ミリメートル	1,584,000 円	1,742,400 円
	75 ミリメートル	4,248,000 円	4,672,800 円
	100 ミリメートル	8,784,000 円	9,662,400 円
	150ミリメートル以上	管理者が別に定める。	
旧鏡小浜簡易水	13 ミリメートル	4,700 円	5,170 円
道に係る給水区	20 ミリメートル	9,500 円	10,450 円
域	25 ミリメートル	14,200 円	15,620 円
	30 ミリメートル	19,000 円	20,900 円
	40 ミリメートル	23,800 円	26,180 円
	50ミリメートル以上	管理者が別に定める。	
旧土佐山平石地	13 ミリメートル		
区簡易水道及び	20 ミリメートル		
旧土佐山弘瀬地	25 ミリメートル		
区簡易水道に係	30 ミリメートル	33,300 円	36,630 円
る給水区域	40ミリメートル以上	管理者が別に定める。	

※1/4 適用 S57.3.31 以前に施工

φ 13→φ 20 に限り (分担金 21,750 円 消費税 2,175 円 合計 23,925 円)